

協定項目	21－1	協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	病院及び診療所事業	檜山北部3町合併協議会資料																
診療施設の一般状況																						
16. 4. 1 現在																						
診療施設の名称	施設の 種 類	診療科目	開 設 年月日	病 床 数			職 員 数															
				一般	療養	計	区分	医師	歯医	薬剤	正看	准看	看助	検査	X線	物療	栄養	給膳	歯衛	その他	事務	計
大成町 国民健康保険病院	二	内 外 放	S 40.4.16	32		32	正職	2		1	4	6		1	1	1	1				4	21
							臨職		1	2		5	1		3		3		15			
							計	2		2	6	6	5	2	1	1	1	3	3	4	36	
瀬棚町 国民健康保険 医科診療所	ハ	内 整外 小 心 り 眼	H 11. 4.30	16		16	正職	2		1	5	6			1	2				3	20	
							臨職				1	3							2	6		
							計	2		1	5	7	3		1	2			5	26		
// 国民健康保険 歯科診療所	口	歯	S 46. 7. 1				正職		1										1		2	
							臨職		1										1	1	3	
							計		1									1	2	1	5	
瀬棚町 小計				16		16	正職	2	1	1	5	6			1	2				1	3	22
							臨職				1	3							1	1	3	9
							計	2	1	1	5	7	3		1	2			1	2	6	31
北檜山町 国民健康保険病院	二	内 外 婦 泌 小 り 歯	S 32. 6. 1	60	39	99	正職	3	1	1	11	12	2	2	2	1	1	2	1		4	43
							臨職			1	4	7		2	1	3		2	1			18
							計	3	1	1	12	16	9	2	2	1	1	4	2	3	4	61
計				108	39	147	正職	7	2	3	20	24	2	3	4	4	2	2	1	1	11	86
							臨職			1	3	5	15	1		5	2	7	3		42	
							計	7	2	4	23	29	17	4	4	4	2	7	3	8	14	128

施設の診療状況（平成14年度）

●入院

（食事療養負担分を除く）

区分 町名	国保被保険者診療分				その他診療分				計				摘 要
	件数	延入院日数	1日当り	金 額	件数	延入院日数	1日当り	金 額	件数	延入院日数	1日当り	金 額	
大 成 町	件 270	日 3,953	人 10.8	千円 71,945	件 206	日 425	人 1.2	千円 4,813	件 476	日 4,378	人 12.0	千円 116,758	
瀬 棚 町	122	1,692	4.6	18,593	99	1,094	3.0	12,278	221	2,786	7.6	30,871	
北檜山町	613	11,207	30.7	135,369	308	5,530	15.2	113,822	921	16,737	45.9	249,191	
計	1,005	16,852	46.1	225,907	613	7,049	19.4	170,913	1,618	23,901	65.5	396,820	

●外来

区分 町名	国保被保険者診療分				その他診療分				計				摘 要
	件 数	延外来人数	1日当り	金 額	件 数	延外来人数	1日当り	金 額	件 数	延外来人数	1日当り	金 額	
大 成 町	件 6,148	人 14,245	人	千円 101,931	件 4,583	人 9,803	人	千円 68,226	件 10,731	人 24,048	人	千円 170,157	
瀬 棚 町 (歯科除)	4,499	9,468		54,689	6,757	10,688		83,909	11,256	20,156		138,598	
北檜山町 (歯科除)	10,646	27,213		239,093	5,450	17,774		148,765	16,096	44,987		387,858	
計	21,293	50,926		395,713	16,790	38,265		300,900	38,083	89,191		696,613	

●入院・外来の合計

区分 町名	国保被保険者診療分				その他診療分				計				摘 要
	件数	延人数	1日当り	金額	件数	延人数	1日当り	金額	件数	延人数	1日当り	金額	
大 成 町	件 6,148	人 18,198	人	千円 173,876	件 4,789	人 10,228	人	千円 113,039	件 11,207	人 28,426	人	千円 286,915	
瀬 棚 町	4,621	11,160		73,282	6,856	11,782		96,188	11,477	22,942		169,470	
北檜山町	11,259	38,420		239,092	5,758	34,511		262,587	17,017	61,714		637,049	
計	22,028	67,778		486,250	17,403	56,521		471,814	39,701	113,082		1,093,434	

診療施設の経理状況(平成 14 年度)

●収益 (収入)

(単位：千円)

	医業収益 (診療収入)				医業外収入 (診療外収入)						合 計
	入院収入	外来収益	その他の収入	計	他会計繰入金	(うち交付税)	国・道補助金	基金繰入金	その他収入	計	
大 成 町	134,438	170,157	39,021	343,616	99,268	(84,572)			4,321	103,589	447,205
瀬 棚 町 (歯科含)	34,748	186,904	0	221,652	42,390	(14,194)		5,000	22,630	70,020	291,672
北檜山町 (歯科含)	279,459	411,714	21,185	712,358	211,897	(200,919)			7,345	219,242	931,600
計	448,645	768,775	60,206	1,277,626	353,555	(299,685)		5,000	34,296	392,851	1,670,474

●費用 (支出)

(単位：千円)

	医業費用 (医業支出)								医業外費用 (医業外支出)	費用 (支出) 合計	当年度 純利益	摘 要
	給与費	材料費	経 費	研究研修費	計	減価償却費	資産減耗費	再 掲				
大 成 町	265,395	115,805	37,795	1,359	420,354	6,819		427,173	4,601	431,774	15,438	
瀬 棚 町 (歯科含)	一般管理費 207,507		医業費 74,938		282,445			282,445	2,120	284,565	7,107	
北檜山町 (歯科含)	508,222	308,617	115,213	1,448	933,500	49,888	817	984,205	13,866	998,071	△66,471	
計	981,124	424,422	227,946	2,807	1,636,299	56,707	817	1,693,823	20,587	1,714,410	－	

●診療施設の財務状況（平成14年度）

（単位：千円）

	流 動 資 産							流 動 負 債					差引 ①－②	参考
	現金・預金	未 収 金			貯蔵品	その他の 流動資産	合計 ①	未 払 金			その他の 流動負債	合計 ②		
		医業未収入	その他 未収金	小計				医業未払金	その他未 払金	小計				
大 成 町	53,617	47,973		47,973	14,137		115,727	43,104		43,104	351,592	394,696	△278,969	
瀬 棚 町	基金 35,963		242	242	1,050		37,255						37,255	
北檜山町	356,495	117,744	5,641	123,385	6,124		486,004	58,540	12,764	71,304	15	71,319	414,685	
計	356,495	165,717	5,883	171,600	21,311		638,986	101,644	12,764	114,408	351,607	466,015	172,971	

病院・診療所に係る使用料及び手数料一覧

名称		町名	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町	摘 要
死体検案料			・一般死体 3,680円 夜間は2倍、深夜は3倍 ・変死体 10,500円 - 複雑な処置は5,250円加算	・一般死体 1体 5,000円 ・変死体 1体 20,000円	22,600円 往検について往診料に相当する額を加算する。	
遺体処置料				・普通死体 1体 5,000円 ・複雑死体 1体 10,000円	・複雑なもの 5,600円 ・簡易なもの 2,800円 往検について往診料に相当する額を加算する。	
文書料	診断書等		・普通診断書 2,100円 (検査を行わない診断書) ・健康診断書 実費 初診料+検査料+ (療養担当手当) ・一般身体検査書 実費 初診料+検査料+ (療養担当手当) ・学生、生徒検査書 2,100円	・普通診断書 2,000円 (死亡、特老入院時、ハリ・キュー同意書、就労、その他診断書) ・健康診断書 2,000円 (身体検査書、免許用診断書、その他健康診断書)		
	自賠責等請求証明書		・診断書 7,350円 ・請求明細書 3,150円	複雑な診断書 (診断書及び請求書) 5,000円	明細書 3,400円	
	障害認定診断書		3,150円	複雑な診断書 5,000円	5,600円	
	年金疾病認定診断書		3,150円	複雑な診断書 5,000円		
	生命保険等請求診断書及び証明書		診断書・証明書 7,350円	複雑な診断書 (診断書及び請求書) 5,000円	診断書 5,600円	

町名 名称		大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町	摘 要
文書料	死体検案書	・普通死体検案書 1,050円 ・特殊死体検案書 警察の求めに応じ提出する複雑なもの及びその他複雑な証明書 5,250円	3,000円	5,600円	
	その他の証明書・診断書	死亡、出生、死産 1,050円	出産、死産、入院、通院、その他の証明書 2,000円	・死亡診断書 5,600円 ・明細書の写し及び欠勤届の診断書 2,200円 (入院、外来証明、医療費納入証明等を含む)	
	介護保険の対象となる 主治医意見書	・在宅新規 5,250円 ・在宅継続 4,200円 ・施設新規 4,200円 ・施設継続 3,150円	・在宅の新規申請者 5,000円 ・在宅の継続申請者及び施設の新規申請者 4,000円 ・施設の継続申請者 3,000円		
面談料				5,600円	
医薬材料使用料			実費		
薬容器料		実費		・500cc以上 100円 ・500cc未満 50円	
特別室使用料			1日 5,000円		
店舗使用料				1月 14,000円	
洗濯機使用料			1回 150円	1回 100円	
乾燥機使用料			1回 100円	1回 100円	
寝具使用料		洗濯料 (単位：1枚の金額) タオルケット 100円 バスタオル 30円 スポン下 30円 シャツ 30円 パンツ 30円 オムツカバー 30円	1日 200円	1日 220円	

関 係 法 令

当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第4項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の許可を与えないことができる。

- 1 第31条に規定する者
 - 2 [国家公務員共済組合法](#)（昭和33年法律第128号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会
 - 3 [地方公務員等共済組合法](#)（昭和37年法律第152号）の規定に基づき設立された共済組合
 - 4 前2号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会
 - 5 [私立学校教職員共済法](#)（昭和28年法律第245号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団
 - 6 [健康保険法](#)（大正11年法律第70号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会
 - 7 [国民健康保険法](#)（昭和33年法律第192号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - 8 国の委託を受けて[健康保険法第150条](#)、[船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条ノ2](#)及び[厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第79条](#)の施設として病院を開設する者
- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の療養病床の設置の許可又は診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、第30条の3第4項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る療養病床の設置若しくは療養病床の病床数の増加によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第4項の規定にかかわらず、同条第3項の許可を与えないことができる。
- 3 前2項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、第30条の3第4項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たつては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。
- 5 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定により前条第1項から第3項までの許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 独立行政法人（[独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項](#)に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増加しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

〔開設の届出〕

第8条 臨床研修修了医師、歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後10日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

〔休廃止、再開等の届出〕

第9条 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を廃止したときは、10日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失そうの届出義務者は、10日以内に、その旨をその所在地の都道府県維持に届け出なければならない。

〔診療所の収容時間の制限〕

第13条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

〔病院の人員及び施設の基準並びに記録の整備〕

第21条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 1 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者
- 2 各科専門の診察室
- 3 手術室
- 4 処置室
- 5 臨床検査施設
- 6 エックス線装置
- 7 調剤所
- 8 給食施設
- 9 診療に関する諸記録
- 10 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- 11 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
- 12 その他厚生労働省令で定める施設

2 略

〔公的医療機関の定義〕

第31条 この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

〔国庫補助〕

第三33条 国庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

先進事例

■峡北地域合併協議会（山梨県／明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村 新設合併予定）

病院・診療所の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 塩川病院及び白州診療所・辺見診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

また、塩川病院と山梨甲陽病院の連携と機能分担を深め、産科、小児科、泌尿器科、脳外科などの新設・充実により、市域全体の医療水準の向上に努める。

(2) 病院・診療所運営組織については、新市において新たに設置する。

(3) 病院・診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。

■東濃西部合併協議会（岐阜県／多治見市、瑞浪市・土岐市・笠原町 新設合併）

多治見市、土岐市及び笠原町がそれぞれ運営する病院、診療所、老人保健施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

■唐津・東松浦合併協議会（佐賀県／唐津市、浜玉町、七山村、巖木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町、呼子町 新設合併予定）

① 現在の北波多村立病院及び北波多村の長期総合計画に基づく村立病院の新築移転事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 病院、診療所の文書料は、新市施行後も当分の間現行どおりとし、必要な時期に見直す。

③ 離島診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

④ 辺地医療対策については、現行のまま新市に引き継ぐ。

■小城郡合併協議会（小城町、三日月町、牛津町、芦刈町 新設合併予定）

町立病院については、現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。

■海部下灘合併協議会（徳島県／海南町、海部町、穴喰町 新設合併予定）

病院・診療所事業については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。